

## 広島県告示第三百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称			
土砂災害警戒区域			
九一六 黄幡（四四） 崩壊 急傾斜地の	広島県三次市南畠敷町地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	表区域 示の		
九一六 黄幡（四四） 崩壊 急傾斜地の	区域の名称		
次の図のとおり	の自然現象の発生原因となる の自然現象の発生原因となる 三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防に等土砂二 め第へ関防に災項及 る八平す止お災害にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。